

# フレアス訪問看護ステーション水戸

令和6年6月より

## フレアス 料金一覧表 医療保険でのご利用の場合

保険適応分のご利用料金 医療保険適応の場合、ご利用者様の負担は、ご加入保険により異なります。(1割～3割)

下記の料金は訪問日毎に利用料が発生します。

	項目	訪問日	ご利用者様負担額					
			10割	1割	2割	3割		
訪問看護 基本療養費I	訪問看護 基本療養費Ⅱ、Ⅲ 以外の方への 訪問看護	保健師、助産師、看護師	週3日目まで1日あたり	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
			週4日目以降1日あたり	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
		理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士	週3日目まで1日あたり	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
			週4日目以降1日あたり	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師が同行		月1回を限度	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円		
基本利用料 訪問看護 基本療養費Ⅱ	同一建物 居住者の方へ	保健師	同一日2人	週3日目まで 1日あたり	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			同一日3人以上	2,780円	278円	556円	834円	
		助産師 看護師	同一日2人	週4日目以降 1日あたり	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			同一日3人以上	3,280円	328円	656円	984円	
	同一日の訪問看護	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	同一日2人	週3日目まで 1日あたり	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			同一日3人以上	2,780円	278円	556円	834円	
		緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師が同行	同一日2人	週4日目以降 1日あたり	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			同一日3人以上	2,780円	278円	556円	834円	
訪問看護 基本療養費Ⅲ	入院中に在宅療養に備えて 一時的に外泊をしている方への 訪問看護	訪問が必要と認められた方 厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算の方	1回まで 2回まで	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
訪問看護 管理療養費	計画的な管理の継続する場合、1日につき ※訪問看護基本療養費Ⅱ・Ⅲ(緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師同行は除く)	月初日 2日目以降	7,670円 3,000円	767円 300円	1,534円 600円	2,301円 900円		

	項目	訪問日	ご利用者様負担額				
			10割	1割	2割	3割	
緊急訪問看護加算	※主治医の指示により緊急訪問した場合、 右記の費用が加算されます。	1日につき	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
			月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	※1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、右記の費用が 加算されます。(厚生労働大臣が定める方)	週1回まで 週3回まで	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
難病等複数回訪問加算	※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者で 1日の訪問回数が複数回になる場合、右記の料金が加算されます。	1日2回	同一建物内1人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内2人	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日 3回以上	同一建物内1人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
			同一建物内2人	7,200円	720円	1,440円	2,160円
24時間対応体制加算	※ステーションの体制により右記の費用が加算されます。	1カ月に1回	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
複数名訪問看護加算	※状況により、同時に複数の看護師等で 訪問看護を行う場合に右記の費用が加算されます。 (准看護師を除く)	1日1回	同一建物内1人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内2人	4,000円	400円	800円	1,200円
			同一建物内3人以上	3,000円	300円	600円	900円
	※状況により、同時に看護師が看護補助者と訪問看護を 行う場合に上記の費用が加算されます。 (別に厚生労働大臣が定める場合は除く)	1日1回	同一建物内1人	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物内2人	2,700円	270円	540円	810円
			同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	※状況により、同時に看護師が看護補助者と 訪問看護を行う場合に右記の費用が加算 されます。 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る)	1日2回	同一建物内1～2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
			同一建物内3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
1日 3回以上	同一建物内1～2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円		
	同一建物内3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円		

項目	訪問日	ご利用者様負担額					
		10割	1割	2割	3割		
夜間・早朝訪問看護加算 <small>※夜間(午後6時から午後10時までの時間)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間)に訪問看護を行った場合、右記の料金が加算されます。</small>	1回につき	2,100円	210円	420円	630円		
深夜訪問看護加算 <small>※深夜(午後10時から午前6時までの時間)に訪問看護を行った場合、右記の料金が加算されます。</small>	1回につき	4,200円	420円	840円	1,260円		
専門管理加算	1ヶ月に1回	2,500円	250円	500円	750円		
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円		
訪問看護ベースアップ評価料(I)	1ヶ月に1回	780円	78円	156円	234円		
訪問看護ベースアップ評価料(II)	1ヶ月に1回	円	円	円	円		
加算利用料 ご利用者様の状態・症状により加算	訪問看護情報提供療養費 <small>※市町村・学校等からの求めに応じて情報提供を行った場合、または入院・入所にあたり主治医に訪問看護に係る情報提供を行った場合に加算されます。</small>	1ヶ月に1回	1,500円	150円	300円	450円	
	特別管理加算	1ヶ月に1回	2,500円	250円	500円	750円	
	特別管理加算(重症度の高い方)	1ヶ月に1回	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
	退院時共同指導加算	1回まで(厚生労働大臣が定める疾病の方は2回まで)	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
	特別管理指導加算	2回まで	2,000円	200円	400円	600円	
	退院支援指導加算	1回	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
	在宅患者連携指導加算	1ヶ月に1回まで	3,000円	300円	600円	900円	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1ヶ月に2回まで	2,000円	200円	400円	600円	
	乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対し訪問看護を行った場合	1日	1,300円	130円	260円	390円
		別に厚生労働大臣が定める者の場合	1日	1,800円	180円	360円	540円
	訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅又は特別養護老人ホーム等に於いて	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
	訪問看護ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している利用者について	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
	訪問看護・介護職員連携強化加算	痰の吸引が必要な方に訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合(月1回)	2,500円	250円	500円	750円	

条件(保険適応外のご利用料金)			ご利用者様負担額
差額費用	休業日の看護(日・祝、12月30日～1月3日) ※保険の中で実施された訪問看護が休業日の場合に算定	90分未満	3,000円
		90分を越える場合 30分毎に	1,500円
長時間看護	90分を越える場合 30分毎に(長時間訪問看護加算を算定した日以外)		2,000円
訪問交通費	通常訪問看護ご利用時往復		200円/回
	営業時間外の緊急訪問でタクシー等を利用した場合		実費
	通常実施地域外(ステーションからご自宅まで)		1回につき1km100円
ご遺体ケア料	訪問看護の提供と連続して行われた在宅での死後の処置であること		20,000円
キャンセル料	前日18時までにキャンセルの連絡がない場合(入院・緊急時を除く)		1回につき2,000円
	事前にキャンセルの連絡がない場合(入院・緊急時を除く)		1回につき3,000円
	※入院や緊急を伴う受診・往診、主治医の指示による中止などを除く		

在宅医療の明日をサポートする



フレアスグループは、「日本の在宅事情を明るくする。」というビジョンのもと、フレイルから看取りまで総合的に在宅領域を支援する企業です。

フレアス訪問看護ステーション水戸

〒310-0903  
水戸市堀町1810-1

TEL. 029-291-7005

FAX. 029-291-7006